各 都道府県 衛生主管部(局)長 殿 指定都市

> 厚生労働省健康局長 (公印省略)

「指定難病に係る診断基準及び重症度分類等について」の一部改正について

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号。以下「法」という。)第5条第1項に規定する指定難病及び当該指定難病について法第7条第1項第1号に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度(以下「重症度分類等」という。)については、「難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病及び同法第7条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度」(平成26年厚生労働省令第393号)において定めており、当該告示で定める指定難病の診断に関する客観的な指標による一定の基準(法第6条1項に規定する基準をいう。以下「診断基準」という。)及び重症度分類等の具体的な内容については、「指定難病に係る診断基準及び重症度分類等について」(平成26年11月12日付け健発1112第1号厚生労働省健康局長通知。以下「局長通知」という。)において示している。

今般、「難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病及び同法第7条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度の一部を改正する件」(平成30年厚生労働省告示第62号)による指定難病の追加等に伴い、局長通知中、別添1の表の左欄に掲げる指定難病に係る診断基準及び重症度分類等について、同表の右欄に掲げる別紙の診断基準及び重症度分類等に改正し、平成30年4月1日以降に行われる支給認定について適用することとしたので通知する。また、改正の概要は別添2のとおりであるので、御了知いただきたい。

貴職におかれては御了知のうえ、貴管内関係者及び関係団体に対する周知方につき配慮されたい。

3	脊髄性筋萎縮症	3 脊髄性筋萎縮症	別紙1
11	重症筋無力症	11 重症筋無力症	別紙2
20	副腎白質ジストロフィー	20 副腎白質ジストロフィー	別紙3
24	亜急性硬化性全脳炎	24 亜急性硬化性全脳炎	別紙4
35	天疱瘡	35 天疱瘡	別紙 5
37	膿疱性乾癬(汎発型)	37 膿疱性乾癬(汎発型)	別紙 6
38	スティーヴンス・ジョンソン症候群	38 スティーヴンス・ジョンソン症候群	別紙7
39	中毒性表皮壊死症	39 中毒性表皮壊死症	別紙8
40	高安動脈炎	40 高安動脈炎	別紙 9
44	多発血管炎性肉芽腫症	44 多発血管炎性肉芽腫症	別紙 10
57	特発性拡張型心筋症	57 特発性拡張型心筋症	別紙 11
58	肥大型心筋症	58 肥大型心筋症	別紙 12
59	拘束型心筋症	59 拘束型心筋症	別紙 13
66	IgA 腎症	66 IgA 腎症	別紙 14
67	多発性囊胞腎	67 多発性囊胞腎	別紙 15
70	広範脊柱管狭窄症	70 広範脊柱管狭窄症	別紙 16
85	特発性間質性肺炎	85 特発性間質性肺炎	別紙 17
91	バッド・キアリ症候群	91 バッド・キアリ症候群	別紙 18
92	特発性門脈圧亢進症	92 特発性門脈圧亢進症	別紙 19
107	全身型若年性特発性関節炎	107 若年性特発性関節炎	別紙 20
177	有馬症候群	177 ジュベール症候群関連疾患	別紙 21
220	急速進行性糸球体腎炎	220 急速進行性糸球体腎炎	別紙 22
221	抗糸球体基底膜腎炎	221 抗糸球体基底膜腎炎	別紙 23
222	一次性ネフローゼ症候群	222 一次性ネフローゼ症候群	別紙 24
230	肺胞低換気症候群	230 肺胞低換気症候群	別紙 25
238	ビタミン D 抵抗性くる病/骨軟化症	238 ビタミン D 抵抗性くる病/骨軟化症	別紙 26
281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	281 クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	別紙 27
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	288 自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	別紙 28
325	遺伝性自己炎症疾患	325 遺伝性自己炎症疾患	別紙 29
328	前眼部形成異常	328 前眼部形成異常	別紙 30
329	無虹彩症	329 無虹彩症	別紙 31
330	先天性気管狭窄症	330 先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症	別紙 32
(新	規追加)	331 特発性多中心性キャッスルマン病	別紙 33

改正の概要

要再確認:改正後診断基準で再確認することが、特に必要と考えられる疾病

要追加情報:改正後診断基準で再確認する際に、追加情報が必要となる可能性がある疾病

別紙	告示上の	(改正前疾患名)	主な改正内容	改正理由	要	要
<u>の番号</u> 1	疾病番	疾患名 脊髄性筋萎縮症	・概要の4.治療法に、「ヌシネルセン髄腔内投与」を追加	・最新の知見に基づき修正するもの	再確認	追加情報
2		重症筋無力症	・概要の文言の修正 ・患者数の変更 ・情報提供元の変更	・最新の知見に基づき修正するもの	-	-
3	20	副腎白質ジストロフィー	・概要の「造血細胞移植」を「造血幹細胞移植」に修正	・正しい名称に修正するもの	-	-
4	24	亜急性硬化性全脳炎	・概要の文言の修正 ・患者数の変更 ・「診断基準」2.検査所見に検査法の追加と、脳波所見の一 部削除	・最新の知見に基づき修正するもの ・診断基準の適正化	要	-
5	35	天疱瘡	・概要の文言の修正 ・「要件の判定に必要な事項」の修正	・最新の知見に基づき修正するもの	-	-
6	37	膿疱性乾癬(汎発型)	・概要に疾病名の追加と治療法の追加 ・患者数の変更	・最新の知見に基づき修正するもの	-	-
7	38	スティーヴンス・ジョンソン症候群	・概要の文言の修正 ・患者数の変更 ・診断のカテゴリーに慢性期に関する情報を追記	・最新の知見に基づき修正するもの ・慢性期の診断基準の明示化	要	要
8	39	中毒性表皮壊死症	・概要に症状の追加と治療法の追加・患者数の変更・	・最新の知見に基づき修正するもの	-	-
9	40	高安動脈炎	・概要の文言の修正・患者数の変更と研究代表者の変更・診断基準および診断のカテゴリーの変更・重症度分類の I 度から「γグロブリン上昇」を削除	・最新の知見に基づき修正するもの ・診断基準の適正化	要	要
10	44	多発血管炎性肉芽腫症	・概要、診断基準の「多発性神経炎」を「多発性単神経炎」に 修正・情報提供元の変更	・正しい名称に修正するもの	-	-
11	57	特発性拡張型心筋症	・概要に文言の修正・患者数の変更	・最新の知見に基づき修正するもの	-	-
12		肥大型心筋症	患者数の変更	・最新の知見に基づき修正するもの	-	-
13	59	拘束型心筋症	患者数の変更	・最新の知見に基づき修正するもの	-	-
14	66	IgA腎症	・概要の文言の修正・情報提供元の変更・診断基準の付記事項に説明を追記	・最新の知見に基づき修正するもの ・診断基準の明確化	-	-
15	67	多発性囊胞腎	・概要の文言の修正 ・患者数の変更 ・情報提供元の変更	・最新の知見に基づき修正するもの	-	-
16	70	広範脊柱管狭窄症	・患者数の変更	・最新の知見に基づき修正するもの	-	-
17	85	特発性間質性肺炎	・重症度分類の「特発性肺線維症の場合は」を削除	・重症度分類の記載の適正化	-	-
18	91	バッド・キアリ症候群	・患者数の変更・情報提供元の変更	・最新の知見に基づき修正するもの	-	-
19	92	特発性門脈圧亢進症	・概要の文言の修正・患者数の変更・情報提供元の変更	・最新の知見に基づき修正するもの	-	-
20	107	(全身型若年性特発性関節炎) 若年性特発性関節炎	・疾患名を「全身型若年性特発性関節炎」から「若年性特発性関節炎」も変更 ・全身型若年性特発性関節炎に加え、新たに関節型若年性 特発性関節炎を追加	・指定難病の新たな指定に伴う改訂	要	要
21	177	(有馬症候群) ジュベール症候群関連疾患	・疾患名を「有馬症候群」から「ジュベール症候群関連疾患」に変更(有馬症候群が含まれる疾病) ・有馬症候群の診断基準の主要症状と検査の整理	・指定難病の新たな指定に伴う改訂	要	要
22	220	急速進行性糸球体腎炎	・概要の文言の修正・情報提供元の変更	・最新の知見に基づき修正するもの	-	-
23	221	抗糸球体基底膜腎炎	・概要の文言の修正 ・情報提供元の変更	・最新の知見に基づき修正するもの	-	-
24	222	一次性ネフローゼ症候群	・情報提供元の変更	・研究班代表の変更に伴うもの	-	-
25	230	肺胞低換気症候群	·1)肥満低換気症候群、2)先天性中枢性低換気症候群、3) 特発性中枢性肺胞低換気、の3病態に分類	・国際基準である「アメリカ睡眠学会国際分類第3版」に基づく 修正	要	要
26	238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	・「診断基準」に対象を明記し、添付図の説明を参考所見とする修正	・診断基準の明確化	要	-
27	281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	・概要に遺伝子名を追加 ・情報提供元の変更 ・「自己免疫性後天性凝固第V/5因子欠乏症」を追加	・最新の知見に基づき修正するもの	-	-
28	288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	・診断基準の項目を再検討し、診断に必須でない検査を整理	・指定難病の新たな指定に伴う改訂	要	要
29	325	遺伝性自己炎症疾患	・「A20/プロ不全症」を追加 ・鑑別診断を参考所見とし、診断のカテゴリーに含めない修正	・指定難病の新たな指定に伴う改訂	要	要
30	328	前眼部形成異常	・「要件の判定に必要な事項」の文言の修正 ・情報提供元の変更	・最新の知見に基づき修正するもの	-	-
31	329	無虹彩症	・「要件の判定に必要な事項」の文言の修正 ・患者数の変更と情報提供元の変更 ・診断基準にProbableも対象とする等追加 ・診断のカテゴリーの修正	・診断基準の適正化	要	-
32		(先天性気管狭窄症) 先天性気管狭窄症/先天性声門下狭 窄症	・先天性声門下狭窄症の追加に伴い、疾患名を「先天性気管 狭窄症」から「先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症」に 変更	・指定難病の新たな指定に伴う改訂	要	要
33	331	特発性多中心性キャッスルマン病	-	・指定難病の新たな指定	-	-

[・]指定難病の新たな指定に伴う改訂:「107.若年性特発性関節炎」「177.ジュペール症候群関連疾患」「288.自己免疫性後天性凝固因子欠乏症」「325.遺伝性自己炎症疾患」「330.先天性気管 狭窄症/先天性声門下狭窄症」「331.特発性多中心性キャッスルマン病」